

津市職員の徴税吏員等の任命等に関する要綱

平成 26 年 3 月 31 日訓第 7 号

改正 平成 28 年 3 月 17 日訓第 6 号

平成 30 年 3 月 22 日訓第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、徴税吏員、市税犯則事件調査吏員及び固定資産評価補助員（以下「徴税吏員等」という。）の任命等に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員)

第 2 条 政策財務部市民税課、資産税課、収税課及び特別滞納整理推進室（以下「市民税課等」という。）に勤務を命ぜられた職員並びに各総合支所において市税の徴収金（以下「徴収金」という。）の賦課徴収に従事する職員は、市長により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員の任命がなされたものとみなす。

2 市民税課等の勤務を解かれた職員及び各総合支所において徴収金の賦課徴収に従事しなくなった職員は、徴税吏員の任命を解かれたものとみなす。

(市税犯則事件調査吏員)

第 3 条 市長は、法第 22 条の 3 第 1 項に規定する当該徴税吏員を市税犯則事件調査吏員として徴税吏員のうちから指定する。

(固定資産評価補助員)

第 4 条 政策財務部資産税課（以下「資産税課」という。）に勤務を命ぜられた職員は、市長により法第 405 条に規定する固定資産評価補助員に選任されたものとみなす。

2 資産税課の勤務を解かれた職員は、固定資産評価補助員の選任を解かれたものとみなす。

(証票)

第 5 条 市長は、徴税吏員等に対し、津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）に規定するその身分を証する証票を交付するものとする。

2 証票の有効期間は、公布の日から 4 年以内とする。

3 徴税吏員等の任命等を解かれたものとみなされたときは、速やかに当該証

票を返還するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日訓第6号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓第11号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。